

資料 1 名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

西環学発第 35 号
令和 2 年 10 月 14 日
(2020 年)

兵庫県知事 井戸 敏三 様

西宮市長 石井 登志郎

名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）
令和 2 年 3 月 24 日付水大第 1448-1 号で照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 全体的事項

- (1) 事業実施区域は、地元の多大な協力を得て、土地区画整理事業を実施し、また既存の高速道路等の建設事業への協力や国道 43 号の沿道環境の改善などを図ってきた経緯がある。また、周辺には住居や学校、福祉施設等が位置し、事業実施による生活環境への影響は大きいと考えられる。こうした歴史的経緯を踏まえ、以下のとおり住民等への対応に配慮すること。
 - ア 今後も、事業の目的や環境影響等について、住民等に十分説明を行い、要望・苦情等に適切に対処すること。
 - イ 事業実施段階において積極的な情報発信を行うとともに、説明にあたってはわかりやすく丁寧に行い、住民等と十分な合意形成を図ること。
- (2) 事業の目的として、沿道環境の改善を掲げているが、最低限の環境基準等を満たすという視点でしか対策が示されていない。特に、騒音や振動については、現況から大幅に数値が増加しており、学校や住居等が存在する周辺への影響は大きいと思われる。事業の実施にあたっては、沿道環境の改善という目的を達成するための複数の環境保全措置を検討し、環境保全目標の確保はもとより、可能な限り環境影響を回避・低減すること。
- (3) 大気汚染や騒音、振動の状況について、工事期間の建設機械の稼働と工事用車両の運行に係る評価は、それぞれ環境基準等を満たしているものの、事業実施にあたっては、両方の影響をあわせて大気汚染等の状況を監視し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 事後監視調査の手法について、できる限り具体的に示し、その結果を定期的に公表すること。また、現時点では予測できない新たな事実の判明等により、得られた実測値が予測値を大きく超える場合は、専門家および関係機関と協議・連携し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討・実施すること。
- (5) 工事期間が長期に及ぶと想定されることから、今後の技術開発の状況を踏まえ、環境保全措置に関する実施可能な最善の技術を導入すること。
- (6) 今津地域は、東西に国道 43 号及び阪神高速 3 号神戸線が横断し、それに加えて、中央部を大規模な高架構造物が南北に縦断することになることから、供用後においても地域コミ

コミュニティが維持できるよう、コミュニティ活動の場の確保に努めること。

2 個別事項

(1) 大気汚染

ア 微小粒子状物質 (PM2.5) については、予測手法等が確立されていないことを理由に予測・評価が行われていないが、今後、予測手法に関する研究や大型車等の移動発生源対策に関する技術開発等の動向を踏まえ、関係機関と連携し、必要に応じて対策を検討すること。

イ 建設機械の稼働に係る二酸化窒素の影響については、環境基準を満たしているものの、現況からの増加が予測されているため、環境保全措置の実施により影響をできる限り低減するとともに、住居に近接した箇所では施工する場合には、工事の影響を把握しながら作業を行うこと。

(2) 水質汚濁

海底の掘削工事において、周辺海域の水質悪化をできる限り発生させないよう、細心の注意を払うこと。

(3) 騒音

ア 供用後の騒音予測値が現況よりも大幅に増加する地点があることから、住環境の悪化が懸念される。特に中高層の住居において、遮音壁の高さによっては、音源となる車両が視認できることで騒音に対する不快感がより増大する可能性がある。以上のことを踏まえ、以下のとおり、適切な環境保全措置の実施及び検討を行うこと。

(ア) 道路交通騒音の影響は、走行速度や、時期や曜日、時間帯等の交通量によって変動することが考えられるため、事業実施段階において、こうした変動要素を加味した環境保全措置を検討すること。さらに、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として環境保全措置を検討するという観点から、事業実施段階において、環境基準を満足するだけでなく、遮音壁の高さの再検討や形状の工夫、低騒音舗装の導入など可能な限り防音・減音対策を講じ、周辺の住環境への影響を更に低減すること。

(イ) 遮音壁は連続的に設置されることにより、遮音効果が発揮されることから、切れ目なく設置されたい。遮音壁の設置については、遮音効果の持続性や維持管理の観点から、適正な材質を選択するとともに、遮音効果が期待できる最新技術を導入すること。

(ウ) 供用後の事後監視調査では、異なる時期、曜日での調査を行うとともに、時間帯別騒音レベルを公表するなど、きめ細やかな調査方法の検討及び情報発信に努めること。また、得られた実測値が予測値を大きく超える場合は、専門家および関係機関と協議・連携し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討・実施すること。

イ 建設機械の稼働に係る騒音について、環境保全措置の実施により全ての予測地点において規制基準を下回っているものの、その予測値は現況値から大幅に増加している。周辺には学校や多くの住居が存在していることから、工事の実施にあたっては、技術開発

の状況を踏まえた最新技術を積極的に導入するなど、適切な環境保全対策を講じることにより、騒音による影響を可能な限り低減すること。

(4) 振動

ア 全ての予測地点において、基準を下回っているものの、建設機械の稼働により、現況値から大幅に数値が増加しており、周辺に存在する学校や住居への影響が懸念される。そのため、工事の実施にあたっては、技術開発の状況を踏まえた最新の低振動型建設機械を積極的に導入するなど、適切な環境保全対策を講じることにより、振動による影響を可能な限り低減すること。

イ 供用後において、ジョイント部や路面舗装の劣化等により、予測値以上の振動が発生する可能性が考えられるため、適切な環境保全措置を講じること。

(5) 低周波音

自動車の走行に係る低周波音の予測結果は、提示されている参考指標よりも低い値となっているが、環境保全措置として高架のジョイント部への対策により、低周波音の影響が低減されるとしている。しかしながら、ジョイント部への対策効果は定性的なものであると考えられること、また、一部の予測は類似事例により行われていることから、供用後に事後監視調査を実施し、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、関係機関と連携して適切な環境保全措置を講じること。

(6) 日照障害

ア 一部の地域において、参考指標を超過する日影が生じるため、高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫及び透光型遮音壁の設置等、事業実施段階において可能な限り回避・低減に努めること。

イ やむを得ず指標を超過する日影が生じる場合は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処するとしているが、住民等と十分に協議の上、要望等に応じて適切な措置を行うこと。

(7) 地形・地質

宮水は西宮市の伝統産業である清酒造りにおいて不可欠なものであり、開発事業により、宮水に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域を西宮市宮水保全条例（平成 29 年西宮市条例第 15 号）第 4 条第 1 項に規定する保全対象区域として指定している。事業実施区域は条例の保全対象区域にあることから、条例に準拠して関係機関と協議を行うとともに、専門家の指導のもと、事業実施から供用に至るまで定期的に地下水位及び水質のモニタリングを実施するなど、本事業の影響を慎重に監視しながら、適切な保全措置に努めること。

(8) 植物・動物・生態系

ア 植物について、一部の貴重な種に及ぼす影響の程度が大きい又はあると予測し、種子の保管等の環境保全措置を実施するとしているが、事業実施段階において、専門家等の意見を聞きながら、移植等についても検討すること。

イ 渡り鳥の移動に対する影響について、橋下あるいは橋上を通過し大きな障害とならないとあるが、橋の構造によって影響の程度が変わることも考えられるため、事業実施段階においては、専門家の指導や助言を得ながら適切な対応措置に努めること。

ウ 橋脚の存在による流況の変化が生態系に及ぼす影響は極めて小さいと予測しているが、橋脚位置の変更や形状によっては、影響が生じるおそれがある。そのため、事業実施段階において、橋脚想定位置の変更などにより生態系への影響ができる限り生じないように、専門家の指導や助言を得ながら、必要に応じて適切な環境保全措置を行うこと。

(9) 景観

ア 住居地域を通過する嵩上式の道路は重大な景観阻害要因となることから、近景、中景、遠景の全てに配慮すること。特に近景については、近隣住民等にとって最も大きな景観阻害要因となることを認識して計画を進めること。

イ 構造形式については、構造的な合理性を持ったもので、デザインとしてはシンプルかつ、軽やかなものとし、住居地域を通過すること等、地域特性に十分配慮し、景観阻害要因を出来るだけ排除すること。また、夜間景観については、本計画が様々な特性ある市街地を横断することから、地域の特性に応じ、照明計画は控えるべきところは控える、シンボルとなるべきところはシンボルとするなどの検討を行うこと。

ウ 計画道路は、本市市街地を縦断する巨大な高架構造物であり、景観に与える影響が大きいことから、構造物の形式等の検討の段階において、できる限り情報を公開し、専門家等の意見を聴取すること。また、西宮市都市景観条例に基づく計画策定段階協議や設計段階協議を引き続き実施するなど、関係機関と綿密に協議を行い、景観や眺望に対して最大限に配慮すること。